

## ○独立行政法人国民生活センター旅費規程

令和7年4月1日 規程第8号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びにセンターの依頼を受けた者が、センターの用務のため旅行するときに支給する旅費に関し必要な事項を定め、業務の円滑な運営に資することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄及びこれらに付属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 役職員がセンターの用務のため一時その在勤事務所（別表第1に定める旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所（以下「居住地」という。）その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は役職員以外の者がセンターの用務のため一時その居住地を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため居住地から在勤事務所に旅行し、又は転勤を命ぜられた役職員が、その転勤に伴う移転のため旧在勤事務所から新在勤事務所に旅行することをいう。
- (5) 帰任 役職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 遺族 役職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

#### (旅費の支給)

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員又はその遺族が次の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 役職員が出張又は赴任のため、内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺

族

- (2) 役職員が死亡した場合において、当該役職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
  - (3) 役職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には当該役職員の遺族
- 3 役職員以外の者が次の各号の一に該当する場合には旅費を支給する。
- (1) センターの依頼に応じ用務に従事するため旅行するとき。
  - (2) センターの負担において旅行させる必要があるとき。
- 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が第4条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額の範囲内で次の各号に規定する金額を旅費として支給することができる。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各号に掲げる各費用について、第8条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
  - (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各旅費の種類について第15条、第16条、第18条、第19条、第20条第1項及び第21条並びに第8条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各旅費の種類ごとのいずれか少ない額の合計額
  - (3) 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
- 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災若しくは宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない事由により、概算払を受けた旅費（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に規定する金額を支給することができる。
- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するためこの規程の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令等)

第4条 役職員又は役職員以外の者の旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては用務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、様式第1の旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅行後の報告義務)

第6条 旅行命令を受け出張した役職員は、その用務に関し、旅行後1週間以内に上司に報告をしなければならない。また、旅行命令権者が指示する場合には、報告書を提出しなければならない。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの規程に規定する旅費の種類及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第9条 旅行中における年度の経過、職務の級の変更のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は様式第2又は第4の請求書により必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払いをする者(以下「出納責任者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 前項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、別表第2に掲げる書類とする。
- 3 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行の完了した翌日から起算して2週間以内に旅費の精算をしなければならない。
- 4 概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一である場合には、第1項の規定にかかわらず、様式第3の請求書により旅費の精算をしなければならない。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、用務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(内国旅行にあつては理事長、理事及び監事に限り、外国旅行にあつてはこれらの者及び職務の級が1級以上の者に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級(理事長、理事及び監事が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動する

ときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が2級A以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第12条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、用務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（内国旅行にあつては理事長、理事及び監事に限り、外国旅行にあつてはこれらの者及び職務の級が1級以上の者に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（理事長、理事及び監事が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により職務の級が2級A以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第13条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、用務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
  - (2) 座席指定料金
  - (3) 前二号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、原則、最下級の運賃の額とする。ただし、理事長が認める場合には、最下級の直近上位の級の運賃の額を認める場合がある。

（その他の交通費）

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、用務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) バスを利用する移動に要する運賃
  - (2) タクシーを利用する移動に要する運賃
  - (3) レンタカー（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
  - (4) 前三号に掲げる費用に付随する費用
- （宿泊費）

第 15 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第 3 で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第 16 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第 17 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第 4 で定める一夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合

前項で定める定額の 3 分の 2 の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合

前項で定める定額の 3 分の 1 の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第 4 のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の 3 分の 1 の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第 18 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 20 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくはレンタカーその他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第 1 号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、他の旅費の種類として支給を受ける費用を除くものとする。

る。

- 3 役職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第 19 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、国内旅行にあつては五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 20 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。）を役職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以上以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における役職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第 21 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして各号に掲げる費用（用務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。

(1) 保険料

(2) 医薬品の購入に係る費用

(3) 携行品の購入に係る費用

(4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(5) 予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税に類する又は付随する費用

(6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして理事長が定める費用

(死亡手当)

第 22 条 死亡手当は、役職員の外国における死亡（第 3 条第 2 項第 3 号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を

勘案して別表第5で定める定額とする。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項各号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて第1項各号に掲げるとおりとする。

(1) 役職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 役職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 役職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、役職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第2号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(3) 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(帰郷旅費)

第24条 役職員が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合は前職務相当の旅費を支給する。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各旅費の種類について第15条、第16条、第18条、第19条、第20条第1項及び第21条並びに第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各旅費の種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

## 第2章 補 則

(依頼出張による旅費)

第 26 条 役職員以外の者がセンターの依頼により旅行する場合における旅費の支給については、次の各号に規定する額による。

- (1) 当該役職員以外の者が国家公務員又は地方公務員であるときはその者について定められた旅費額
- (2) 当該役職員以外の者が前号以外の者であるときは、その者の学識経験及び社会的地位等を考慮して理事長が定める旅費額  
(旅費の調整)

第 27 条 理事長は、旅行者がこの規程に定める旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合及びこの規程に定める旅費を支出することが不適當である場合には旅費を調整することができる。  
(通勤手当との調整)

第 28 条 旅行者が通勤手当又はこれに相当する給与（以下「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。  
(在勤事務所等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第 29 条 在勤事務所（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤事務所等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤事務所等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤事務所等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

- 2 既に旅行している者が、旅行地から在勤事務所以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤事務所以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤事務所に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。  
(旅費の返納)

第 30 条 旅行者がこの規程に基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。